

議案第 6 8 号

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、常勤の特別職の職員の給与に関して、国家公務員の指定
職に準じた給与改定を実施すること、教育長を特別職の職員で常勤のものに位置付
けること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条見出し中「および」を「及び」に改める。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

別表第2中「食事料(1夜につき)」を「食卓料(1夜につき)」に改める。

別表第3中「別表第3」の次に「(第10条関係)」を加え、「3ヶ月」を「3月」に改める。

第2条 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表第1に次のように加える。

教育長	675,000円
-----	----------

別表第2及び別表第3中 「

町長
副町長

」 を 「

町長
副町長
教育長

」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(既存条例の廃止)

- 2 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和36年大口村条例第5号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育長の給与及び旅費については、第2条による改正後の大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は適用せず、前項の規定による廃止前の大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

第1条関係

新	旧
(趣旨及び適用範囲)	(趣旨および適用範囲)
第1条 略	第1条 略
(期末手当)	(期末手当)
第4条 略	第4条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 略	3 略

新

別表第 2 （第 9 条関係）

(1) 略

(2) 外国旅行の場合

職名	日 当 （ 1 日 に つ き ）				宿 泊 料 （ 1 夜 に つ き ）				食卓料
	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	（ 1 夜 に つ き ）
町長	円	円	円	円	円	円	円	円	円
副町長	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700

備考 略

別表第 3 （第 1 0 条関係）

職名	支度料			死亡手当
	旅行期間 1 月 未 満	旅行期間 1 月 以 上 3 月 未 満	旅行期間 <u>3 月</u> 以 上	
町長	円	円	円	円
副町長	7 8 , 1 6 0	9 4 , 9 1 0	1 1 1 , 6 5 0	5 8 0 , 0 0 0

旧

別表第 2（第 9 条関係）

（1）内国旅行の場合

略

（2）外国旅行の場合

職名	日当（1 日につき）				宿泊料（1 夜につき）				食事料
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	（1 夜につき）
町長	円	円	円	円	円	円	円	円	円
副町長	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700

備考 略

別表第 3

職名	支度料			死亡手当
	旅行期間 1 月未満	旅行期間 1 月以上 3 月未満	旅行期間 <u>3 ヶ月</u> 以上	
町長	円	円	円	円
副町長	78,160	94,910	111,650	580,000

第 2 条 関係

新	旧
(趣旨及び適用範囲) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のものの受ける給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。 (1) 町長 (2) 副町長 (3) <u>教育長</u>	(趣旨及び適用範囲) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のものの受ける給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。 (1) 町長 (2) 副町長

新

別表第 1（第 3 条関係）

職名	給料月額
町長	900,000 円
副町長	716,000 円
教育長	675,000 円

別表第 2（第 9 条関係）

(1) 内国旅行の場合

職名	車賃	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
町長	実費	円	円	円
副町長		3,000	15,000	3,000
教育長				

(2) 外国旅行の場合

職名	日当 (1 日につき)				宿泊料 (1 夜につき)				食卓料 (1 夜につき)
	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	
町長	円	円	円	円	円	円	円	円	円
副町長	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700
教育長									

備考 略

別表第 3（第 10 条関係）

職名	支度料			死亡手当
	旅行期間 1 月未満	旅行期間 1 月以上 3 月未満	旅行期間 3 月以上	
町長	円	円	円	円
副町長	78,160	94,910	111,650	580,000
教育長				

旧

別表第 1（第 3 条関係）

職名	給料月額
町長	900,000 円
副町長	716,000 円

別表第 2（第 9 条関係）

(1) 内国旅行の場合

職名	車賃	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
町長	実費	円	円	円
副町長		3,000	15,000	3,000

(2) 外国旅行の場合

職名	日当 (1 日につき)				宿泊料 (1 夜につき)				食卓料 (1 夜につき)
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
町長	円	円	円	円	円	円	円	円	円
副町長	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700

備考 略

別表第 3（第 10 条関係）

職名	支度料			死亡手当
	旅行期間 1 月未満	旅行期間 1 月以上 3 月未満	旅行期間 3 月以上	
町長	円	円	円	円
副町長	78,160	94,910	111,650	580,000